

鶴岡市認知症高齢者等見守りサービス事業実施要綱

平成17年10月 1 日

告示第45号

改正 平成23年7月29日告示第315-4号

改正 令和3年3月31日告示第112号

(目的)

第1条 鶴岡市認知症高齢者等見守りサービス事業（以下「事業」という。）は、認知症高齢者等のいる世帯に対して、見守りサービスを行う者を派遣し、見守り、話し相手等を行うことにより認知症高齢者等を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、認知症高齢者等の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「認知症高齢者等」とは、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日付老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づく日常生活自立度がⅡa以上である者のうち、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 満65歳以上の者

(2) 満40歳から64歳までの者で介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けているもの

(事業内容)

第3条 鶴岡市見守り支援員養成研修を修了した者を鶴岡市見守り支援員(以下「支援員」という。)として登録し、介護者の外出時又は介護疲れ等で休息が必要な時間帯等に支援員が認知症高齢者等宅を訪問し、見守りや話し相手等を行う。

(利用時間数)

第4条 支援員の訪問は、1時間単位を原則とし、1月当たり80時間を上限とする。

(利用申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、認知症高齢者等見守りサービス事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(利用の要否及び利用時間数の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けた場合は、認知症高齢者等及びその世帯の状況等を調査し、関係機関によるカンファレンスを行い、事業の利用の要否及び支援

員の訪問時間数等を決定するものとし、申請者に対して認知症高齢者等見守りサービス事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（利用者負担金）

第7条 事業の利用者負担金は、別表に定めるとおりとし、事業所に支払うものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯は、無料とする。

（利用できない場合）

第8条 認知症高齢者等が入院、短期入所、又は認知症対応型共同生活介護に類する民間サービスを受ける場合は、その間は事業を利用することができない。

（利用の廃止の決定）

第9条 市長は、認知症高齢者等が次の各号のいずれかに該当するとき、又は利用辞退の申出があったときは、利用の廃止を決定し、申請者に対して認知症高齢者等見守りサービス事業利用廃止決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（1）死亡したとき。

（2）第2条に規定する認知症高齢者等に該当しなくなったとき。

（事業の委託）

第10条 市長は、事業の一部を実施可能な事業者に委託して行うものとする。

（その他）

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年10月1日）

（施行期日）

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市認知症高齢者見守りサービス事業実施要綱（平成14年11月1日鶴岡市決裁）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月31日）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

利用時間帯	時間	1時間あたりの 利用負担金
通常時間帯	午前7時30分から午後8時まで	200円
早朝時間帯	午前6時から午前7時30分まで	250円
夜間時間帯	午後8時から午後10時まで	250円
深夜時間帯	午後10時から午前6時まで	300円

様式第1号（第5条関係）

認知症高齢者等見守りサービス事業利用申請書

年 月 日

鶴岡市長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

利用者との続柄（ ）

鶴岡市認知症高齢者等見守りサービス事業を利用したいので、次のとおり申請します。
身体状況等に変化が生じた場合は直ちに届け出します。

利用者	住所	鶴岡市		生年月日	年 月 日
				性別	男 ・ 女
	氏名			電話番号	—
世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	職業・勤務先等	
緊急連絡先 (勤務先等)	住所	電話 ()			
	氏名		続柄		
備考					
居宅介護支援事業者				要介護度	
	受付者			受付日	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

鶴岡市長

認知症高齢者等見守りサービス事業利用決定（却下）通知書

年 月 日に申請のありました鶴岡市認知症高齢者等見守りサービス事業の利用について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

登 録 番 号	
利 用 者 氏 名	
利 用 者 住 所	鶴岡市
利 用 時 間 数	1 週当たり 時間
利 用 者 負 担 金	1 時間当たり 円
却 下 の 理 由	
備 考	利用者負担金は、サービス事業者にお支払いいただきます。 サービス開始は、 年 月 日からとなります。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

鶴岡市長

認知症高齢者等見守りサービス事業利用廃止決定通知書

鶴岡市認知症高齢者等見守りサービス事業の利用廃止について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

登 録 番 号	
利 用 者 氏 名	
利 用 者 住 所	鶴岡市
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	